

大

第4号様式

流社第894号  
令和5年12月20日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第122号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和5年2月16日・流監第122号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
健康福祉部社会福祉課	指摘	切手受払簿について、受払簿の記載内容と保管実態にそごが生じていた。前年度も同様の内容の改善を要望したところであるが、改善への取組みが不十分と思われる。郵便切手類は換金性が高く、不正使用や盗難等のリスクも高いことから、受払簿への記載を徹底し、適正に管理されたい。	切手使用時には必ず受払簿に記載することを課内で改めて周知徹底し、その都度、管理職を含めた複数人が使用枚数及び残数を確認し適正な管理に努めます。
健康福祉部社会福祉課	意見	随意契約に際し、契約締結等記録表及び仕様書が作成されていないものがあつた。契約の履行を確保するため規則等に基づく適正な事務執行に努められたい。	随意契約等の事務処理を行う際には、随意契約早見表や執行伺書の添付書類欄等を必ず確認するよう周知し、適切な事務処理に努めます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。